

「家畜遺伝資源の不正流通を防ぐ法律」と「家畜改良増殖法の改正」が成立！！

長年の品種改良により付加価値の高まった家畜人工授精用精液・受精卵について、不適正な流通が横行しかねず、我が国の畜産振興に大きな影響を与えるおそれがあるため、令和2年4月18日、家畜遺伝資源2法、新法「家畜遺伝資源の不正競争防止法」と改正法「家畜改良増殖法」が成立しました。

今秋までに施工予定です。

新法「家畜遺伝資源の不正競争防止法」

- 1 家畜遺伝資源は長年の品種改良によりできた「知的財産」
- 2 和牛遺伝資源を不正入手や無断転売の禁止
- 3 悪質な不正行為者には刑事罰

※ 不正入手と知りながら使用・譲渡した場合や不正流通を経て生まれた子や受精卵も規制対象になります。

改正「家畜家畜改良増殖法」

★ **家畜人工授精所に係る義務・業務内容が見直されます。**

- 1 定期報告の義務：家畜人工授精用精液・受精卵の流通に係る記録を都道府県に報告する必要があります。
- 2 家畜人工授精所以外での家畜人工授精用精液や受精卵を保存することが禁止されます。
但し、自家所有の雌畜に使用するための保存は除く。
- 3 家畜人工授精所以外から家畜人工授精用精液や受精卵は譲渡することが禁止されます。
- 4 遺伝資源等の保存・譲渡・廃棄等の記録を行い、10年間保存をしてください。

★ **罰則が強化されます！**

個人：懲役10年または罰金1000万円

法人：罰金3億円

★ **特定畜産経営者について**

特定畜産経営者の方々も法令を理解していただき、引き続き流通に関する記録をお願いします。また、不正利用があった場合は法に基づき罰則規定が適用されます

※ 特定畜産経営者とは、自家所有の雌畜のために、家畜遺伝資源を保存・利用をしている方です。

和牛遺伝資源の譲渡契約約款について

和牛遺伝資源を取引する際に、適切に取引されることを前提に利用許諾契約を締結することを国は推進しております。現在、全国的に契約による和牛精液等の保護が行われております。

主要団体（家畜改良事業団、ジェネティクス北海道、十勝家畜人工授精所）では 4月から利用許諾条件を設定した契約の締結が実施されます。

今後、利用許諾契約の締結がさらに普及してきますので、御理解と御協力の上、適切な和牛遺伝資源の流通管理に努めてください。

契約書のひな形（例）

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

この約款（以下「本約款」といいます。）は、一般社団法人ジェネティクス北海道（以下「当団」といいます。）が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」といいます。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源を当団から譲り受ける皆さま（以下「ユーザー」といいます。）には、本約款に従って、本和牛遺伝資源を御利用いただきます。

第1条（適用）

本約款は、ユーザーと当団との間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の關係に適用させていただきます。

第2条（禁止事項）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはけません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第3条（第三者への譲渡）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければなりません。

第4条（規約の変更）

当団は、必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく本規約を変更することが出来るものとします。

以上

和牛血統矛盾について

宮城県をはじめ、沖縄県及び山口県においても、和牛の血統矛盾が相次いで確認されております。我が国固有の財産ともいふべき和牛の信頼を損ねる事案が多発し、全国的に子牛登記牛の抽出調査が実施されております。

つきましては、家畜遺伝資源の適正な利用・管理をお願いします。